

政令第二百七十四号

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域再生法の一部を改正する法律の施行期日は、令和六年十月一日とする。